

# 岩美町運動部・文化部活動の在り方に関する方針

岩美町教育委員会

平成31年4月

## 目 次

はじめに	1
1 基本方針	2
2 適切な運営のための体制整備	3
(1) 運動部・文化部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	5
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の活用	
4 適切な休養日等の設定	6
5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	5
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部・文化部の設置及び部への加入	
(2) 地域との連携等	
6 学校単位で参加する大会等について	9
終わりに	10

## はじめに

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部活動の責任者（以下、「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本町のスポーツ振興・発展の基盤を担っており、また、学校の文化部活動は、芸術文化をはじめ、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各文化部活動の責任者（以下、「文化部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本町の芸術文化等の基盤を担っている。
- 部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として各学校において実施されており、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義の高い活動として各学校において実施されている。
- 中学校学習指導要領及には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようするものとする。」と示されている。
- 年々、スポーツ活動を取り巻く課題は多様化・複雑化してきており、とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動は従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきており、本町においても種目や部によっては存続を検討すべき時期にある。
- また、部活動の一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあることから、生徒が主体性をもって活動できるように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。
- このような中で、本町では、「県運動部活動方針」、「県文化部活動方針」に則り、本方針を策定し、町、町教育委員会、学校、関係団体等においては、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な運動部・文化部活動の構築を目指すこととする。
- 町教育委員会は、岩美町内における、スポーツ少年団活動や小学校体育連盟の活動、岩美町体育会に属する競技団体が実施する児童・生徒のスポーツ活動、総合型スポーツ活動、地区公民館等における文化活動等においても、本方針の趣旨を尊重する活動になるよう啓発に努めなければならない。

## **1. 基本方針**

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部・文化部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。
- 本方針は、県が策定した「県運動部活動方針」、「県文化部活動方針」を参考に、義務教育である岩美中学校の運動部・文化部活動を対象とし、運動部については生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、文化部については生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点から地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、「日本型学校教育」の意図・意義を踏まえ、運動部については、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。また、文化部については生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること。
- 生徒の自主的な活動により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として運動部・文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。
- 岩美中学校は、本方針に則り、持続可能な運動部・文化部活動の在り方について検討し、以降適宜更新すること。

## **2 適切な運営のための体制整備**

### **(1) 運動部・文化部活動の方針の策定等**

ア 校長は、「岩美町運動部・文化部活動の在り方に関する方針」に則り、「学校の運動部・文化部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し、更新をしていく。

なお、活動方針の策定にあたっては、部活動は生徒の主体的な活動が重要であることことに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。

イ 運動部・文化部顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

（年間計画は別紙様式1　月別様式は岩美中学校で定める）

ウ 校長は、上記アの活動方針及び上記イの年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、運営方針等を保護者に説明する。

### **(2) 指導・運営に係る体制の構築**

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置するとともに、円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部の設置に努める。

※適正な数の運動部活動数の目安・・・複数の運動部顧問が配置できる部活動数

※適正な数の文化部活動数の目安・・・複数の文化部顧問が配置できる部活動数

※運動部外部指導者・・・地域社会との連携や、運動部活動の活性化を図るため、中学校の運動部活動における地域の専門的技術指導者。学校の教育計画に基づき配置されるが、顧問を命じることはできない。

※部活動指導員・・・部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものと除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

イ 町教育委員会は、学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、研修等に積極的に参加するよう指導する。

ウ 校長は、運動部・文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、勤怠システムの特殊勤務実績の確認等により、各運動部・文化部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 町教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方、及び文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする運動部・文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等に積極的に参加するよう働きかける。

カ 町教育委員会及び校長は、教師の運動部・文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### **3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**

#### **(1) 適切な指導の実施**

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び鳥取県教育委員会が平成26年3月に作成した「子どものスポーツ活動ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

また、校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること。また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト※することなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、合理的な指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技術等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

※バーンアウト…燃え尽き症候群など、過度なオーバーワーク。

#### **(2) 運動部活動用指導手引の活用**

ア 運動部顧問は、中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用すること。

#### **4 適切な休養日等の設定**

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下のとおり基準として設定し遵守する。

○学期中は週当たり2日以上の休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

○1日の活動時間は、長くても平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。

○管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。

また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。

※活動時間・・・本指針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間の意味しており、（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休息、見学等は含まない）身体的トレーニング効果が期待される活動の時間である。

イ 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下のとおり基準として設定し遵守する。

○学期中（長期休業中を除く。以下同じ。）は週当たり2日以上の休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設けること。

○1日の活動時間は、長くても平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）

○管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。

また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外勤務を適切に把握し、過度

な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。

※活動時間・・・本方針での「活動時間」とは、練習、実演、実験等の時間を意味しており、（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、休憩、見学等は含まない）練習等の効果が期待される活動の時間である。

ウ 運動部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイド

ブック（公益財団法人日本体育協会）平成25年4月改訂」で示されている「熱中症予防運動指針」を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

エ 文化部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

オ 校長は、2（1）アに掲げる「学校の運動部・文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準、方針を踏まえるとともに、「岩美町運動部・文化部活動の在り方に関する方針」に則り、各運動部・文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部・文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

カ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部・文化部共通、学校全体、町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

## **5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備**

### **(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部・文化部の設置及び部への加入**

ア 校長は、岩美中学校の生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向だけでなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 校長は、部活動が生徒の主体的な活動に基づくものであり、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものが考えられる。

### **(2) 地域との連携等**

ア 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

イ 町教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力や体育館や公民館、図書館、などの社会教育施設、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

ウ 町教育委員会は、各分野の関係団体等に対し、町教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組への協力を求める。

エ 町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように学校体育施設開放事業を推進したり、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

オ 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方や芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下でこうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## **6 学校単位で参加する大会等について**

- ア 町教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- イ 学校の運動部が参加する大会は、原則として、県中学校体育連盟の主催若しくは、学校体育団体の主催もしくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて学校において校長が定めることとする。
- ウ 町教育委員会は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請する。
- エ 学校の文化部が参加する大会は、原則として中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加や他の文化団体が主催する大会、地域行事、催しについては、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて学校において校長が定めることとする。

## **終わりに**

### **ア 運動部活動について**

町教育委員会は、本方針を踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。

### **イ 文化部活動について**

町教育委員会は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取り組みを進めると共に、平成29年6月に文化芸術基本法が改正され、新たに文化芸術基本法が成立し、我が国が「文化芸術立国」を目指すための様々な取組を進めつつあることを踏まえ、関係団体等とも協力して、学校内外において子どもたちが芸術文化等に親しむ機会が今後とも確保されるよう、文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。